

大阪市水道局告示第24号

次の金融機関の店舗について、指定取消しの決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月22日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地	取消年月日
近畿産業 信用組合	東大阪支店	大阪府東大阪市横沼町3丁目5番 3号	令和8年5 月15日

(水道局総務部経理課)